医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定

により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、 管理医療機器及び一般医療機器 (I) 部を改正する件

○厚生労働省告示第二百七十一号

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号)

第二条第五項及び第六項の規定に基づき、 医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する

法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、 管理医療機器及

び一般医療機器 (平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号)の一部を次の表のように改正する。

令和七年十月十四日

厚生労働大臣 福岡 資麿

## (傍線部分は改正部分)

改 正 後	改
別表第1	別表第1
1~1139 (略)	1~1139 (略)
1140 <u>膵臓用瘻孔形成ドレナージステント</u>	1140 膵臓用瘻孔形成補綴材
1141~1217 (略)	1141~1217 (略)
別表第2	別表第2
1~1998 (略)	1~1998 (略)
1999 家庭用脈波情報解析プログラム	1999 家庭用心拍数モニタプログラム
2000~2045 (略)	2000~2045 (略)